

川崎市福祉から就労・自立サポート事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき締結した、「アクション・プランに基づき川崎市と神奈川県労働局が雇用、福祉施策等を一体的に実施するための協定書」第6条第1項に基づき、川崎市福祉から就労・自立サポート事業運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(構成員等)

第2条 運営協議会は、次に掲げる者によって構成し、代理出席も可とする。また、必要がある場合は、関係者の出席を求めることができることとする。

- (1) 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
- (2) 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長(自立支援)
- (3) 川崎区役所地域みまもり支援センター保護第1課長
- (4) 川崎区役所地域みまもり支援センター保護第2課長
- (5) 川崎区役所地域みまもり支援センター保護第3課長
- (6) 川崎区役所地域みまもり支援センター保護第4課長
- (7) 幸区役所地域みまもり支援センター保護第1課長
- (8) 幸区役所地域みまもり支援センター保護第2課長
- (9) 宮前区役所地域みまもり支援センター保護課長
- (10) 多摩区役所地域みまもり支援センター保護第1課長
- (11) 多摩区役所地域みまもり支援センター保護第2課長
- (12) 川崎市経済労働局労働雇用部担当課長(雇用)

(13) 厚生労働省神奈川労働局職業安定部職業安定課長

(14) 厚生労働省神奈川労働局職業安定部職業対策課長

(15) 川崎公共職業安定所長

(16) 川崎北公共職業安定所長

2 運営協議会の会長は、川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長とする。

3 会長は運営協議会の議事を統括する。会長が欠席の場合、その他運営協議会の議事を統括できないときは、会長があらかじめ指名した構成員が代理する。

4 運営協議会の議事は、会長（前項により代理する者を含む。以下同じ。）を除く出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合は会長が決定する。

（運営協議会の開催）

第3条 運営協議会は、会長が招集し、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催する。

（協議事項）

第4条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（1）川崎市と神奈川労働局との間に締結された協定に基づき、一体となって実施する「川崎市福祉から就労・自立サポート事業」の詳細、その実施方法及び目標を定めた年度毎の事業計画の策定

（2）事業計画に基づき実施された事業の評価

（3）その他、「川崎市福祉から就労・自立サポート事業」の運営に必要な事項

（事務局）

第5条 運営協議会の事務局は、川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室においてあたるものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。